大阪府条例第　　　号

大阪府文化財保護条例の一部を改正する条例

　大阪府文化財保護条例（昭和四十四年大阪府条例第五号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （目的）第一条　この条例は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百八十二条第二項及び第三項の規定に基づき、法の規定による指定又は登録を受けた文化財以外の文化財で府の区域内に存するもののうち重要なもの並びにその文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものについて、その保存及び活用に関し必要な措置を講じ、もって府民の文化的向上に資することを目的とする。（登録）第五十七条　委員会は、府の区域内に存する文化財（法第二十七条第一項、第七十一条第一項、第七十八条第一項及び第百九条第一項並びに第七条第一項、第三十二条第一項、第三十八条第一項及び第四十六条第一項の規定により指定されたもの並びに法第百八十二条第二項の規定により市町村が指定したもの並びに法第五十七条第一項、第七十六条の七第一項、第九十条第一項、第九十条の五第一項及び第百三十二条第一項の規定により登録されたもの（以下「登録対象外文化財」という。）を除く。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを大阪府登録文化財（以下「府登録文化財」という。）として登録することができる。２　前項の規定による登録については、第七条第二項から第五項まで及び第三十二条第二項から第六項までの規定を準用する。（解除）第五十八条　（略）２　府登録文化財が登録対象外文化財となったときは、当該府登録文化財の登録は、解除されたものとする。３　第一項の規定による登録の解除については第八条第二項並びに第三十三条第二項から第四項まで及び第七項の規定を、前項の場合には第八条第四項及び第三十三条第六項の規定を準用する。（公開）第六十条　府登録文化財の所有者、保持者又は保持団体は、府登録文化財の公開に努めなければならない。（準用規定）第六十一条　第九条から第十一条まで、第十五条、第十六条、第三十条、第三十一条第一項、第三十四条、第三十六条、第四十三条及び第五十四条の規定は、府登録文化財について準用する。 | （目的）第一条　この条例は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百八十二条第二項の規定に基づき、法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で府の区域内に存するもののうち重要なものについて、その保存及び活用に関し必要な措置を講じ、もって府民の文化的向上に資することを目的とする。（登録）第五十七条　委員会は、府の区域内に存する文化財（法第二十七条第一項、第七十一条第一項、第七十八条第一項及び第百九条第一項並びに第七条第一項、第三十二条第一項、第三十八条第一項及び第四十六条第一項の規定により指定されたものを除く。）のうち、次に掲げる文化財で価値の高いものを大阪府登録文化財（以下「府登録文化財」という。）として登録し、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。　一　有形文化財又は有形の民俗文化財のうち、建造物その他これに類するもの　二　記念物のうち、遺跡、名勝地、動物の生息地、植物の自生地その他これらに類するもの２　前項の規定による登録については、第七条第二項から第五項までの規定を準用する。（解除）第五十八条　（略）２　府登録文化財について、法第二十七条第一項、第七十八条第一項若しくは第百九条第一項又は第七条第一項、第三十八条第一項若しくは第四十六条第一項の規定による指定があったときは、当該府登録文化財の登録は、解除されたものとする。３　第一項の規定による登録の解除については第八条第二項の規定を、前項の場合には同条第四項の規定を準用する。１－６５（公開）第六十条　府登録文化財の所有者は、府登録文化財の公開に努めなければならない。（準用規定）第六十一条　第九条から第十一条まで、第十五条、第三十条及び第三十一条第一項の規定は、府登録文化財について準用する。 |
|  |  |

附　則

　この条例は、令和六年四月一日から施行する。

１－６６